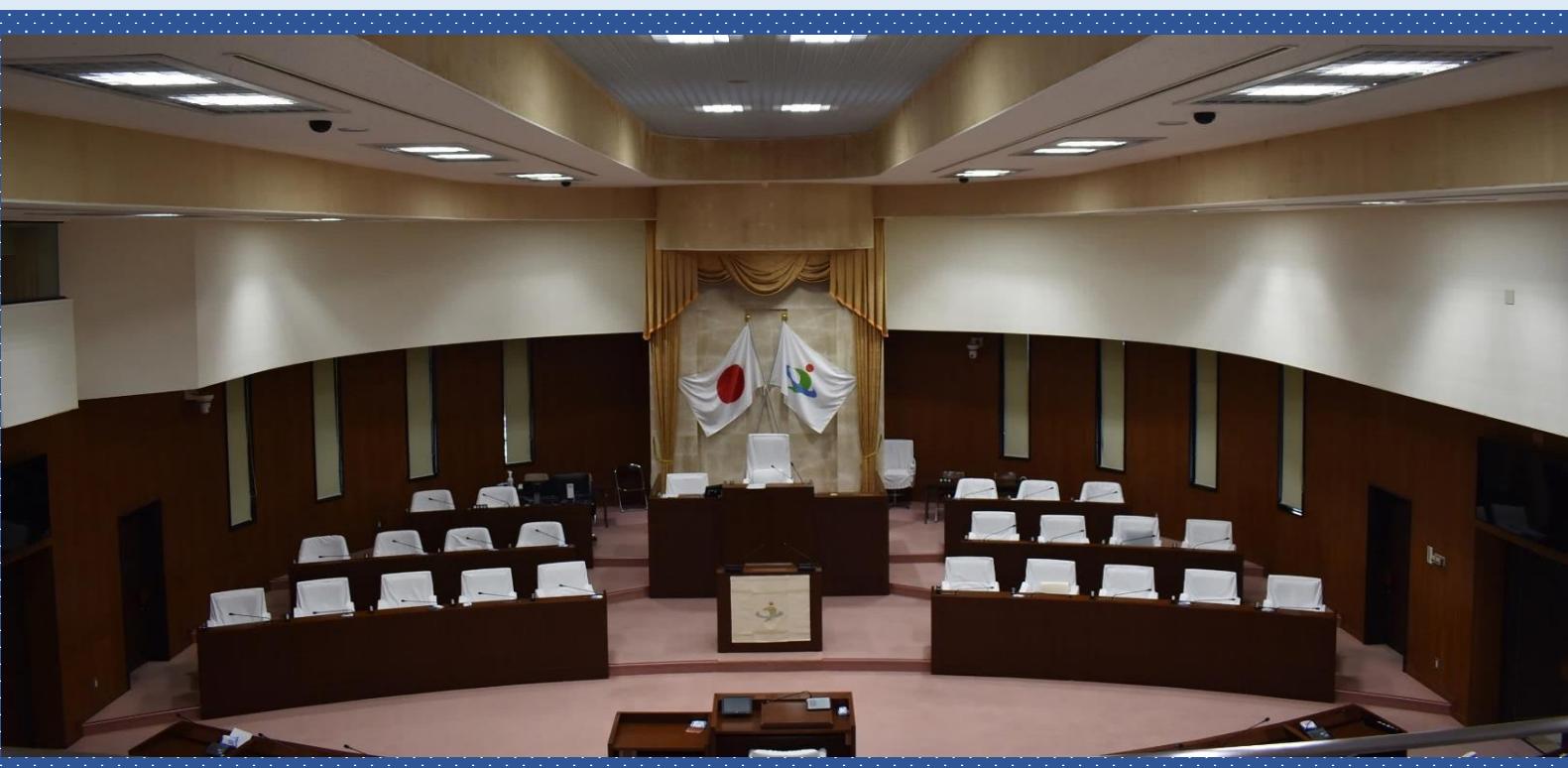


# うるま市議会 ガイドブック



作成日：令和3年5月6日  
更新日：令和7年11月 日  
編集：うるま市議会広報特別委員会

## 目次

1 市議会とは	3
2 市議会の役割	3
3 市議会と市長【二元代表制】	4
4 市議会議員の定数・任期	4
5 議長と副議長	5
6 市議会の仕事	5
7 会議の種類	6
8 うるま市議会の仕組み(組織)	7
9 定例会の流れ	8
10 請願・陳情	9
11 施設の案内	11
12 市議会の様子を実際に見てみよう	15
13 市議会をもっと知りたい	17
14 市議会の開催を事前に知りたい	18

## 1 市議会とは

うるま市役所は、皆さんの生活に関わるいろいろな仕事をしています。例えば、小・中学校の整備や道路・公園の管理、さらに子育て支援や地域経済の活性化、障がい者や高齢者の福祉のためのさまざまな政策などです。

市民が住みやすいまちにするためにはどうするのか、市民一人ひとりが考えて、みんなで話し合いをすることが大切です。

しかし、うるま市には約12万6千人もの人がいるため、全員で集まって話し合いをするのは難しいです。そこで、**市民の代表**を選んで、その代表が話し合うことになります。

その代表が「**市議会議員**」で、市議会議員の集まりが「**市議会**」です。

## 2 市議会の役割

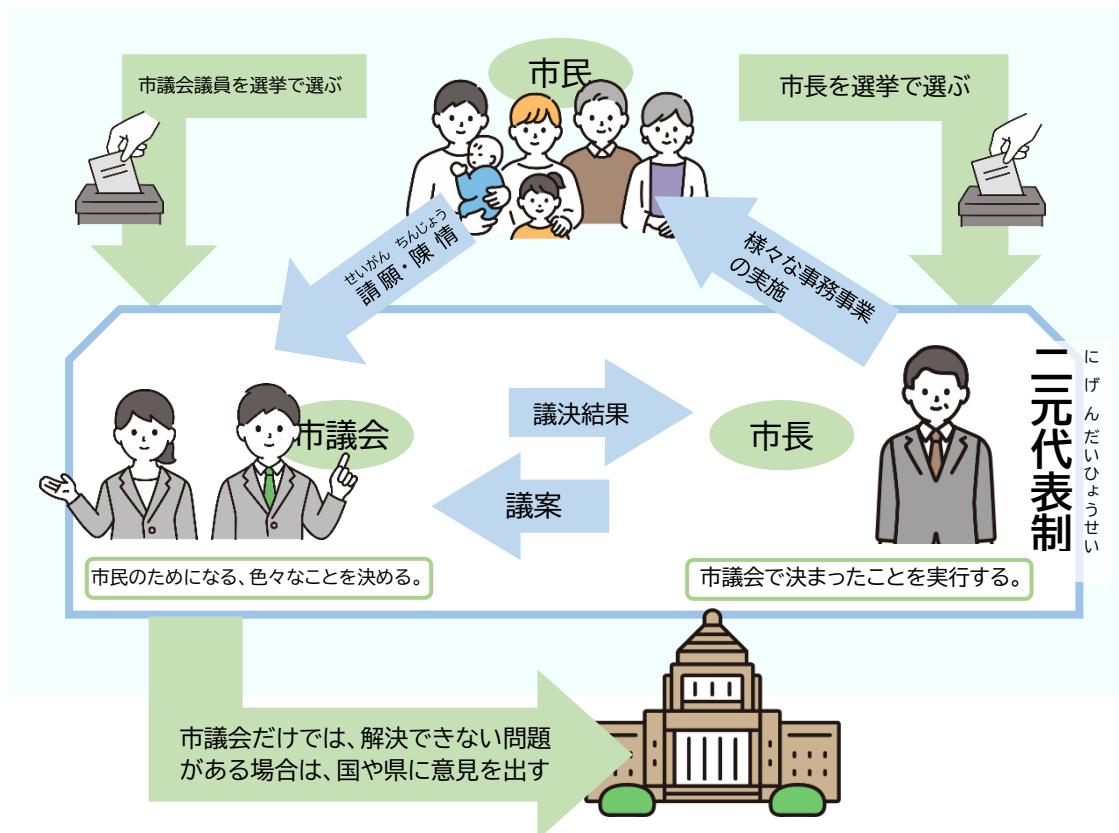
市議会は、憲法で定められた「**議事機関**」です。

議事機関は、“**市の法律**”となる条例を作ったり、市の行政運営について話し合いをして決めたりする役割を持っています。

### 3 市議会と市長【二元代表制】

市長は議会の決定に基づいて実際に仕事を進める「執行機関」と呼ばれる役割を持っています。

市長も、選挙で選ばれた市民の代表であり、市議会と市長は対等な立場にあります。これを『**二元代表制**』といいます。



### 4 市議会議員の定数・任期



⇒HPから議員名簿が見られます

市議会議員は、4年ごとに選挙によって市民の中から選ばれます。  
25歳以上で、うるま市議会議員の選挙権のある者は立候補できます。定数は30名です。

## 5 議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選ばれる選挙で決まります。議長は、議会の運営や会議の秩序を保つ役割を果たし、外部に対して議会を代表します。副議長は、議長が事故にあったときや議長がいないときに、議長の仕事を代わりに行います。

## 6 市議会の仕事

議決	「議決」とは、議会で意見を出し合って何かを決めることを言います。議会では、例えば、新しいルールを作ったり、古いルールを変えたり、お金の使い方(予算)を決めたりします。また、予算が正しく使われたかどうかを調べて確認します。このほかに、大きな契約など、法律やルールで決められたことも話し合って決めます(地方自治法第96条)。
議案の提案	「議案の提案」というのは、議会で話し合って決めなければならない事(議案)を提案することを言います。この議案は、市長だけでなく、議員や委員会も提案(提出)することができます(地方自治法第109条・112条)
選挙	議長・副議長(地方自治法第103条)のほか、選挙管理委員(地方自治法第182条)などを選挙により決めます。
同意	副市長や教育長、監査委員、農業委員会委員等の各種委員会委員などを市長が選ぶ(選任または任命)するときは、市議会の同意が必要です(地方自治法第162条・196条、その他各個別法)。
調査・検査	市役所の仕事をチェックしています(地方自治法第98条・100条)。
意見書	市議会としての意見を国や県に提出します(地方自治法第99条)
請願・陳情	市へ意見や要望があれば、請願書や陳情書を提出できます。それを市議会が受け付け、審査します(地方自治法第124条)。

◎【議案を議会に提出する権限】は、市長・議員・委員会にあります。  
議員は、予算を除き①と②に関することについて議案を提出することができます。

### [議会の議決すべき事件]

- ① 「団体意思の決定」  
議会の議決が、直ちに当該地方公共団体の意思として成立するもの(条例など)
- ② 「機関意思の決定」  
議会の議決が、議会そのものの意思を決定するにとどまるもの(意見書の提出など)
- ③ 市長がその権限に属する事務を執行するときに、議会の議決が必要なもの。

## 7 会議の種類

### 【定例会と臨時会】

うるま市議会は年に4回(2月、6月、9月、12月)会議を開くことが決まっています。これを「定例会」と言います。また、必要な場合には「臨時会」が開かれることもあります(うるま市議会の定例会の回数を定める条例・うるま市議会の定例会の召集時期を定める条例)。市議会の会議を開くためには、市長が招集しますが、場合によっては議長や議員数の4分の1以上の議員が招集を請求することもできます(地方自治法第101条、102条)。

### 【本会議】

議員全員が集まって行う会議で、議員定数の半数以上、うるま市議会は15人以上の議員の出席で成立します(地方自治法第113条)。

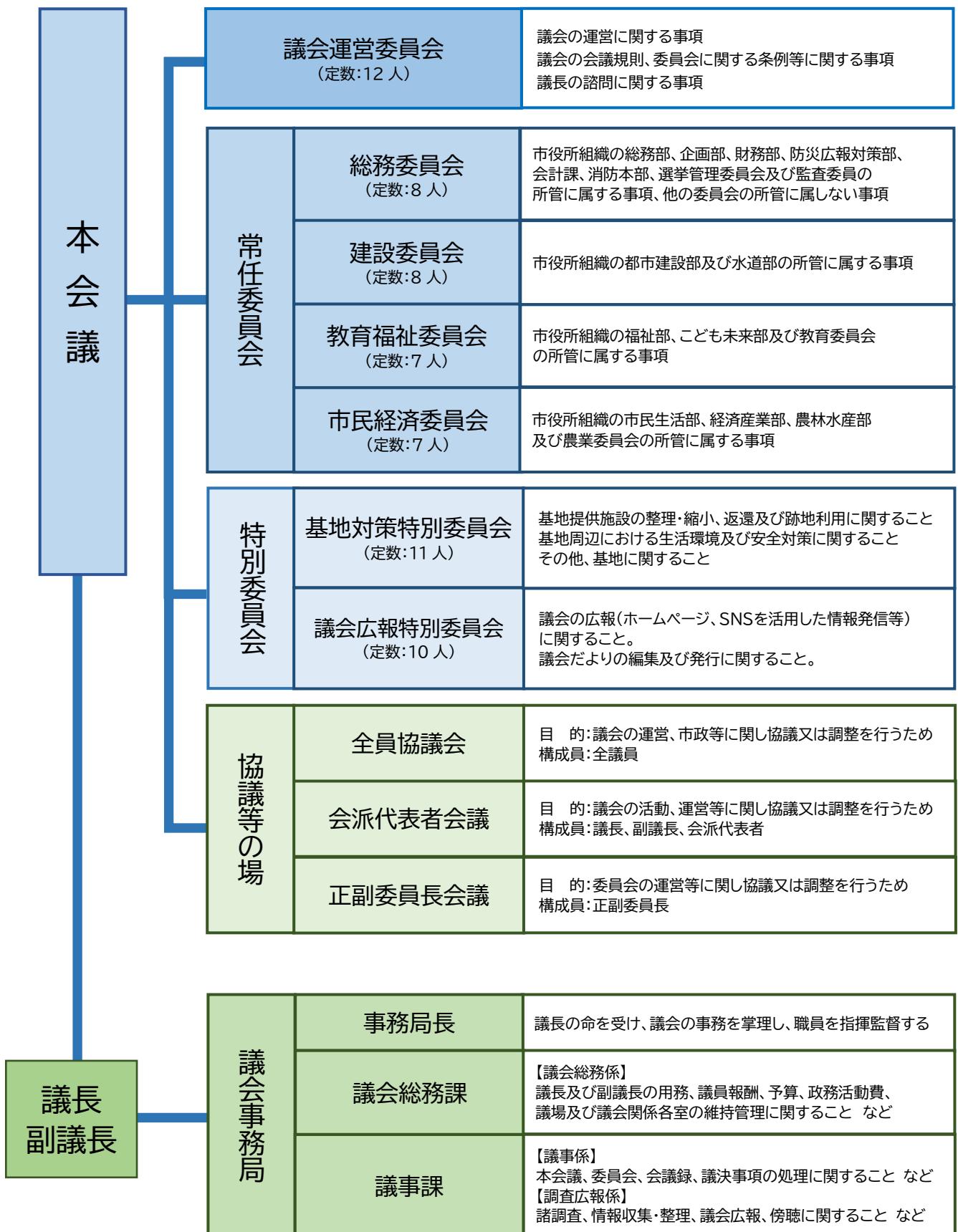
この会議で市の意思が決定されます。つまり、市議会の機能は本会議に認められるもので、法律上要求される議会の議決や同意、承認などは、本会議で行わなければ法的な効力は生じません(地方自治法第96条)。

### 【委員会】

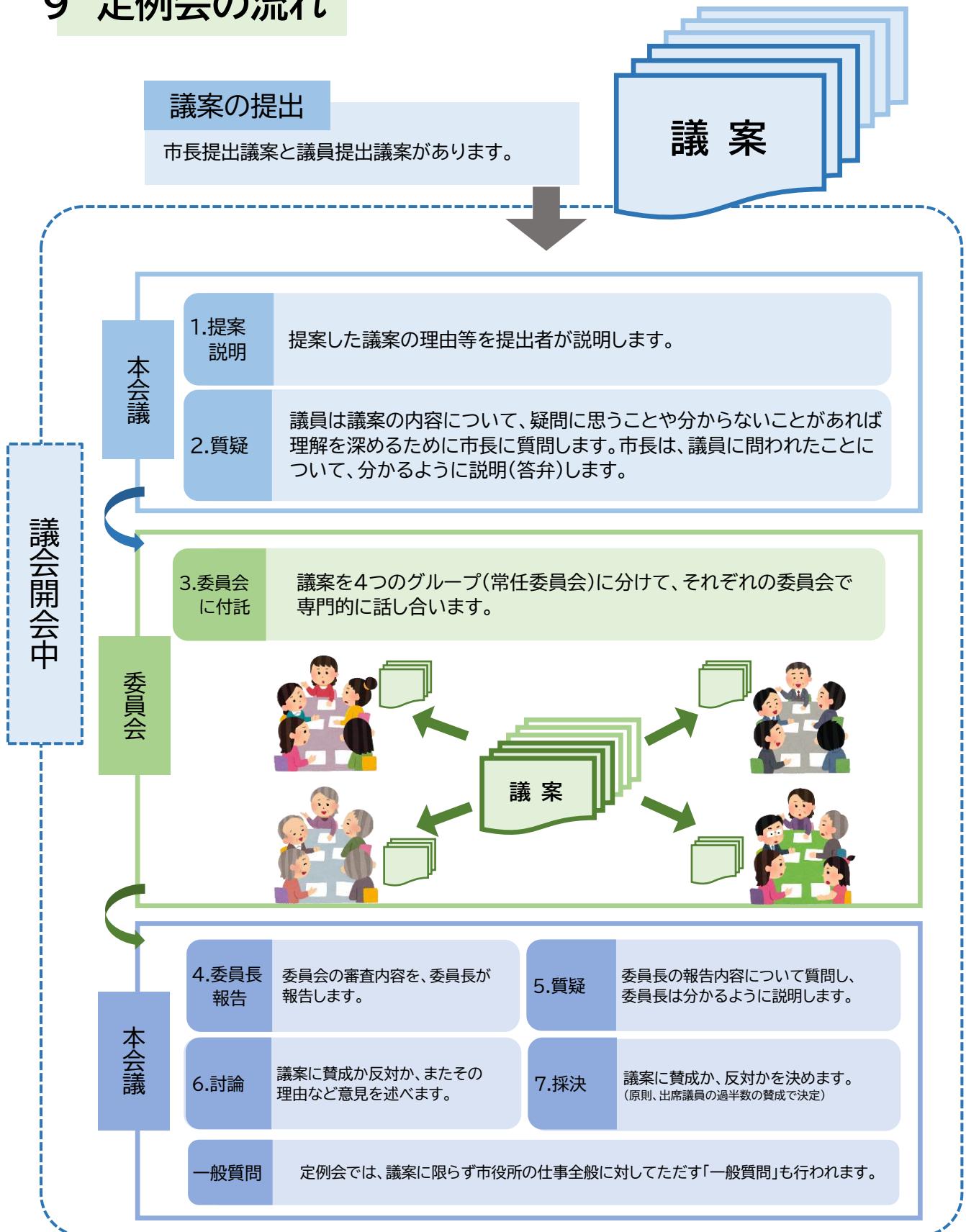
市議会には多くの議案や請願・陳情などが提出され、内容も幅広い分野にわたっていますので、うるま市では議員数名で4つのグループをつくり、それぞれ分野ごとに議案を分けて、専門的かつ慎重に審査を行います。

このグループを『委員会』といい、常時設置されている「常任委員会」と、特定の問題を審査・調査するために必要に応じて設置される「特別委員会」、さらに議会の運営に関する事項などを協議する「議会運営委員会」があります(うるま市議会委員会条例第1条、第2条、第4条、第5条)。

## 8 うるま市議会の仕組み(組織)



## 9 定例会の流れ



## 10 請願・陳情

市役所の仕事などについて、意見や要望があるときは、だれでも市議会に請願書や陳情書を提出することができます。

### ★請願とは…

日本国憲法第 16 条に定められた国民の権利の一つで、国や地方公共団体に対し、文書により希望や要望を述べるもので  
す。地方議会に請願を行うには、地方自治法第124条の規定  
により、議員の紹介が必要です。

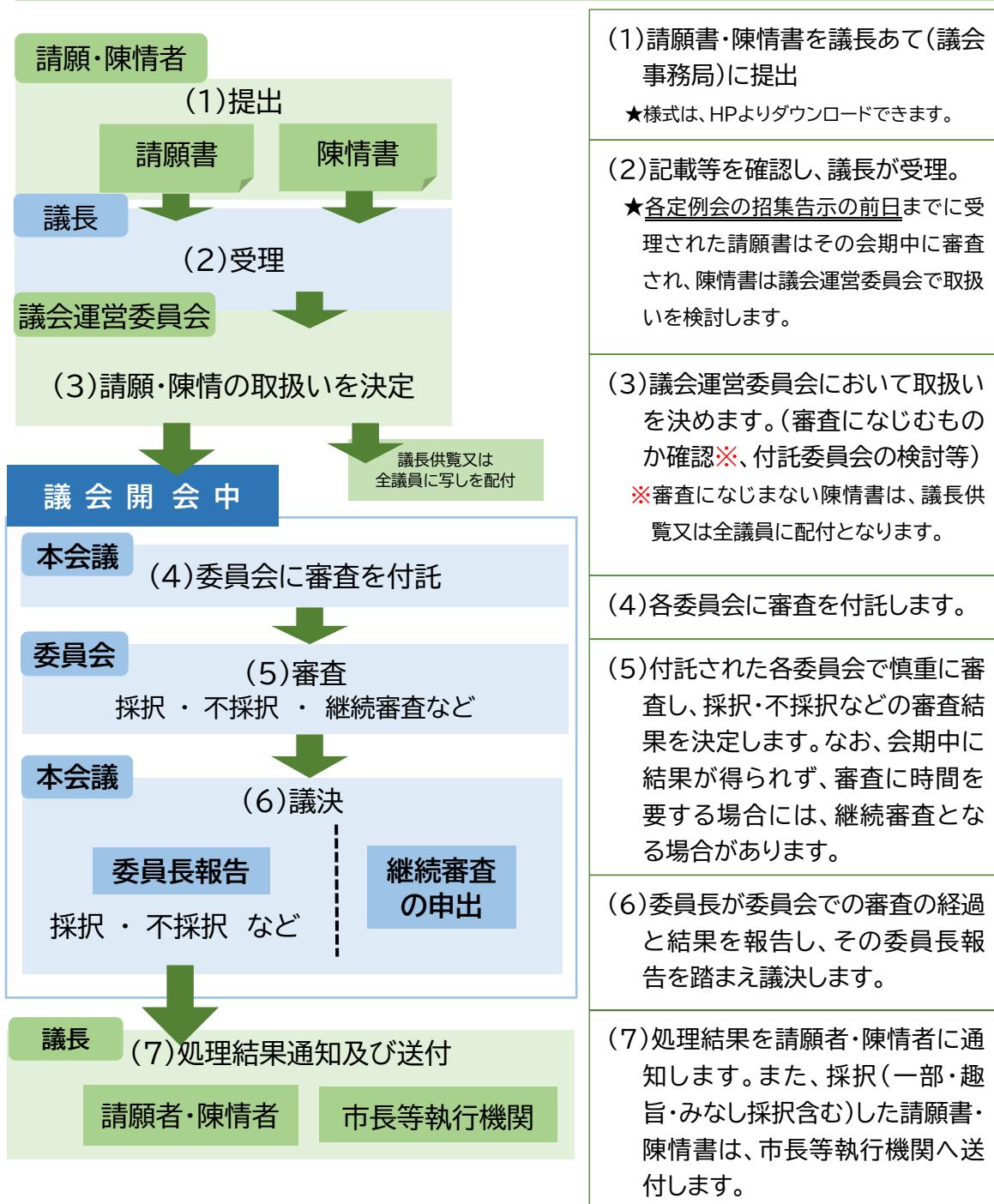
### ★陳情とは…

請願のように憲法に保障された権利ではなく、一般的な手  
続きや形式が法律に定められているわけではありません  
が、国や地方自治体に対し、希望や要望を述べるものです。



⇨ 詳しくは、「請願・陳情の手引き」をチェック

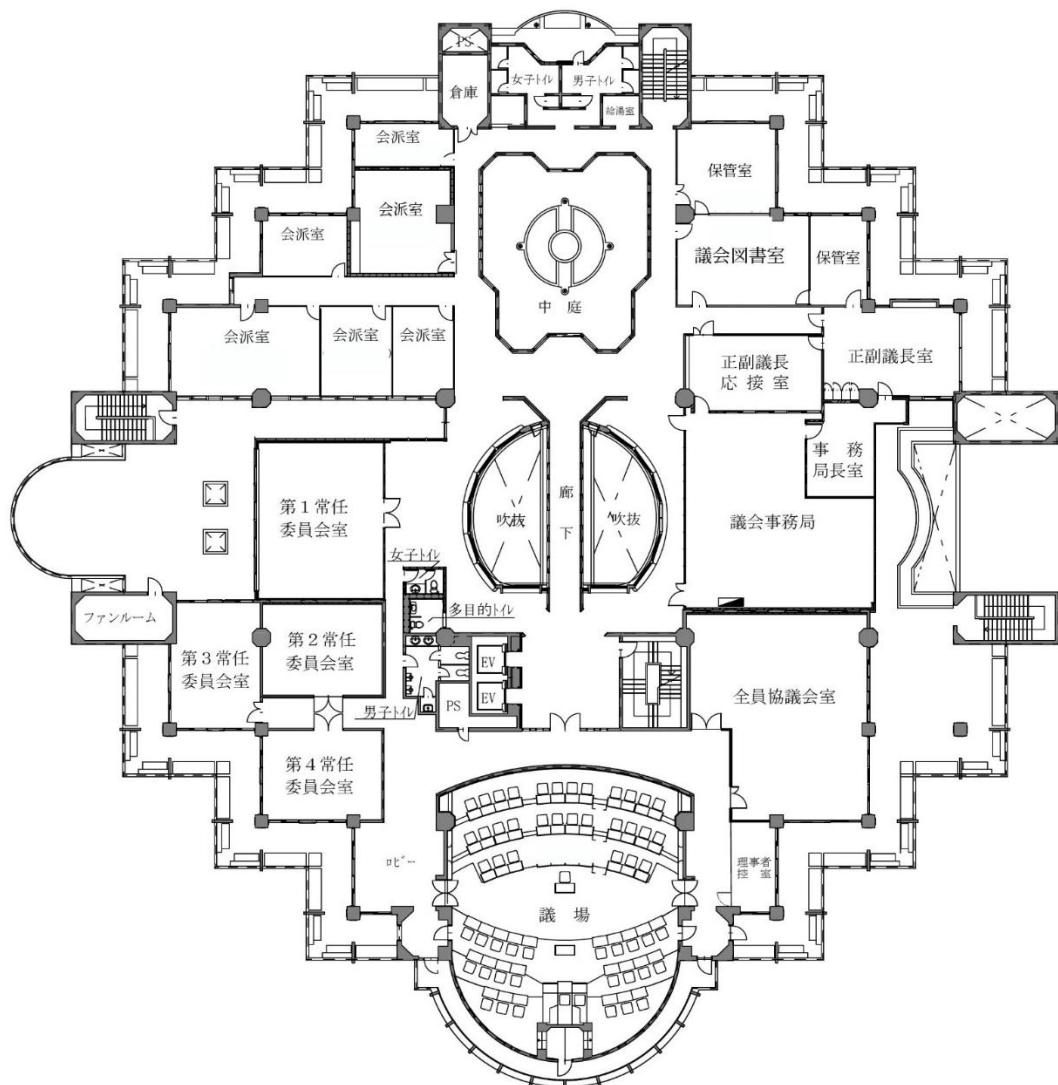
## 請願・陳情の審査の流れ



## 11 施設の案内

## (1)全体図(うるま市役所西棟4階)

うるま市役所西棟4階には、市議会の各種会議等を開催するための場所や議会事務局などがあります。



←うるま市議会ホームページにて  
議場の中の 360°写真をみることができます。

## (2)議場

本会議を行う場所。議員と市長等の行政側が向かい合う対面式の配置になっています。



### ① 議長席

議長は会議を進行し、議場の秩序を保持します。

### ② 議会事務局席

議会事務局の職員は、会議の記録や音響・カメラ操作などを行います。事務局長は議長の隣に座り進行を補佐します。

### ③ 執行部席

市長・副市長・教育長・各部長などが座る場所です。

### ④ 答弁席

市長や各委員会の委員長などが議員に対して説明などをする場所です。

### ⑤ 質問席

議員が質問をする場所です。

### ⑥ 議員席

議員が座る場所です。各議員は議席番号により座る場所が決まっています。

### (3)委員会室

委員会を行う場所で、本会議と同様に議員と行政側が対面する配置となっています。常任委員会ごとに設置しており、うるま市議会は4つあります。



### (4)全員協議会室

全員協議会を行う場所です。

全議員が集まって議会の運営や市政等について協議や調整を行います。



### (5)議会図書室

地方自治法第100条第19項の規定に基づき、議員の調査研究に資することを目的として、議会図書室を設置しています。

議会活動に役立つものを中心に、官報やその他政府刊行物、会議録などの市議会が発行する刊行物のほか、一般図書等も保管しており、議員以外の方も室内で閲覧することができます。

また現在は無所属議員の会派室も兼ねております。



## (6)会派室

会派とは、同じ考え方を持つ議員のグループのことです。うるま市議会では2人以上のグループを作ることができます。会派室は、このグループの調査や政策を作るための部屋です。

## 12 市議会の様子を実際にみてみよう

### (1)傍聴席(5階)

傍聴席では、直接本会議の様子を見たり聞いたりすることができます。49席あります(一般席42席・報道関係者6席・車いす席1席)。

傍聴するには、議会事務局で申請書の提出などの所定の手続きが必要となります。また、児童や乳幼児の傍聴は議長の許可が必要です。



傍聴席には、ヒアリングループ機能を設置しております。ご対応の補聴器をお持ちの方は、ぜひご利用ください。



## (2)インターネット中継(ライブ・録画)

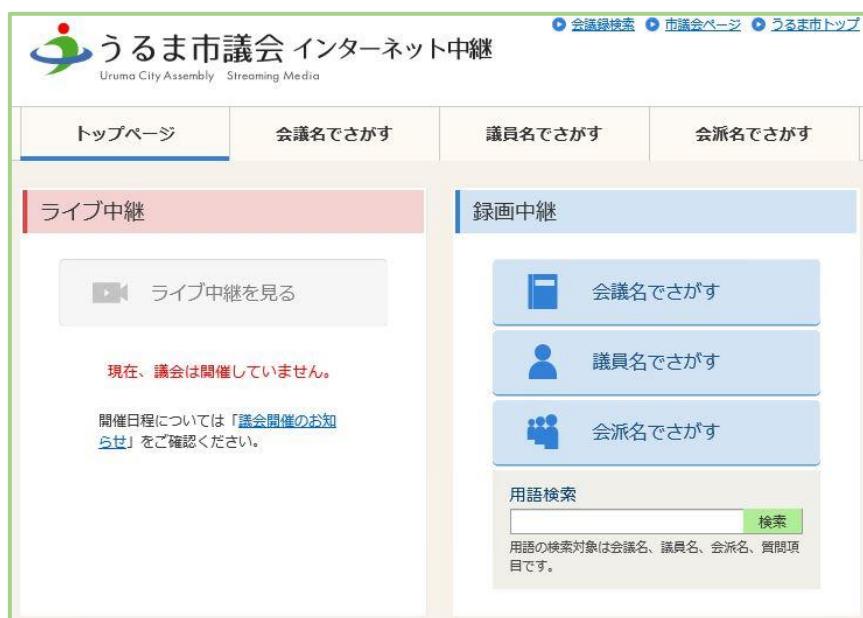
直接、傍聴へ行くことができない場合も大丈夫です。

本会議開催中はインターネットでライブ中継をしているため、パソコンやタブレット、スマートフォンからリアルタイムで議会の状況が分かります。

さらに、録画中継も配信しているので、24時間いつでも見たい場面から視聴できます。



中継サイト



The screenshot displays the 'Uruma City Assembly Streaming Media' website. At the top, there is a navigation bar with links for '会議録検索' (Meeting Record Search), '市議会ページ' (City Council Page), and 'うるま市トップ' (Uruma City Top). Below the navigation bar, there are four search input fields: 'トップページ' (Top Page), '会議名でさがす' (Search by Meeting Name), '議員名でさがす' (Search by Member Name), and '会派名でさがす' (Search by Group Name). The main content area is divided into two sections: 'ライブ中継' (Live Stream) on the left and '録画中継' (Recorded Stream) on the right. The 'Live Stream' section contains a button labeled 'ライブ中継を見る' (Watch Live Stream) and a message stating '現在、議会は開催していません。' (The assembly is not currently in session.) It also includes a link to '議会開催のお知らせ' (Announcement of Assembly Session). The 'Recorded Stream' section contains three buttons for searching by meeting name, member name, or group name. At the bottom, there is a search bar labeled '用語検索' (Term Search) with a '検索' (Search) button, and a note indicating that the search terms apply to meeting names, member names, group names, and question items.

## 13 市議会をもっと知りたい

### (1)ホームページ

市議会のホームページでは、議会開催のお知らせ(会期や議案名、議案書など)や議決結果、議員名簿、傍聴、請願・陳情に関することなど、市議会に関する事項を発信しています。また、議会開催のお知らせや議決結果、意見書・決議など、これまで発信された内容も見ることができます。

### (2)会議録

本会議での議員の質問や市長等の答弁などの記録「会議録」を作成しています。この会議録は、インターネットで見ることができ、会議名や開催年ごとに探せるほか、興味のあるキーワードで検索することもできます。

The screenshot shows the homepage of the 'Discuss Net Premium' meeting record search system. At the top, there is a navigation bar with icons for TOP, 閲覧 (View), 検索 (Search), and 設定 (Settings). Below the navigation bar, there is a message: 'ご要になる会議名や開催年を、一覧から選択してください。' (Please select from the list the meeting name and year you need.)

On the left side, there are two sections:

- 最新の本会議** (Latest Regular Sessions):
  - 令和2年2月第136回定例会
  - 令和2年6月第139回定例会
  - 令和2年9月第142回定例会
  - »もっと見る
- 最新の委員会一覧** (Latest Committee Lists): (This section is currently empty, showing only a placeholder '最新の委員会一覧'.)

On the right side, there is a section titled '開催年から閲覧する' (View by Year):

- 令和2年
- 令和元年/平成31年
- 平成30年
- 平成29年
- 平成28年
- »もっと見る

At the bottom right, there is a QR code with the text '会議録検索システム' (Meeting Record Search System) next to it.



会議録検索システム

### (3)市議会だより

市議会の活動内容を市民の皆様にお知らせするため、定例会ごとに年4回(3月・6月・9月・12月)、『うるま市議会だより』を発行しています。議会の経過や結果、委員会での審査概要、国や県等に提出した意見書・決議、各議員の一般質問、その他議会に関する情報を発信しています。

自治会を通して各家庭に配布しているほか、市議会(市役所本庁舎4階)やホームページ、市立図書館や地区公民館などの市内公共施設でも見ることができます。



△これまで発行された『うるま市議会だより』は HP でも閲覧できます。

## 14 市議会の開催を事前に知りたい

「ホームページ」では会期日程や付議事件一覧(議案名など)を掲載しているほか、「防災行政無線」「市公式 LINE」「ラジオ(FM うるま)放送」でお知らせしています。



「うるま市議会ガイドブック」は、一般・基本的な内容を掲載しているため、緊急時など実際の対応と異なる場合があります。